

## 議会報告会・議会懇談会における要望等について

### 【空き家問題】

#### 利活用について

##### ⇒【市の見解、考え方】（魅力創生課）

民法改正により相続登記は、令和6年4月1日から義務化され、不動産の所有者に相続があったときは、相続により不動産を取得した相続人は「相続の開始及び所有権を取得したことを知った日から3年以内」に不動産の名義変更登記をしなければなりません。

このような状況から、相続に関わる登記が進むなかで、不動産の取引が活性化することが予想されます。本市としては、空き家対策として空き家活用の部分では魅力創生課、危険空き家の部分については都市計画課が所管しています。都市計画課と協同することにより、空き家対策を効率的に実施することが可能です。

##### 【具体的対策】

- ・固定資産税納税通知書に空き家対策の案内文の同封
- ・魅力創生課、都市計画課、税務課の役割の明確化
- ・HPでの案内掲載（問い合わせ先の明確化）
- ・県「空家活用特区総合支援事業」の活用 除却等について
- ・洲本市魅力ある空き家掘り起こし事業報奨金交付要綱の周知

#### 除却等について

##### ⇒【市の見解、考え方】（都市計画課）

##### 危険空き家について

・地域より情報提供を頂いた、所有者が不明である危険空き家については、（登記事項証明書、固定資産税課税台帳、戸籍謄本等の公的書類を入手のうえ、）相続人代表者、あるいは相続調査を行い法定相続人へ当該空き家の状況をお知らせし、空き家の適正管理を促しています。

・また、倒壊等のおそれがあり、周辺に危険が及ぶおそれのある空き家について、解体、撤去及び処分を行う場合、その費用の一部を支援する洲本市危険空き家除却支援事業を実施しています。

##### 発生予防の周知、促進として

空き家の適正管理については、所有者等へのお願いを、広報やホーム

ページで周知しているところですが、今後、さらに下記の内容を実施し、空き家対策を進めてまいります。

- ・例年、4月下旬又は5月上旬に発送されている固定資産税税納税通知書とともに、除却支援事業を含めた空き家の適正管理についてのチラシを同封します。(令和6年)
- ・除却支援事業の手引きを作成し、ホームページへの掲載、窓口に配置します。
- ・空き家の発生を抑制すること等を目的とした、令和6年4月から開始される相続登記の義務化や、譲渡所得の控除などをホームページに掲載し、随時、空き家に関する情報を提供します。

1戸建ての空き家も有るが、長屋建ての1部が空き家になり、隣の住民から、「雨漏りや倒壊の危険が自分の家に迫って来る」などの苦情が持ち込まれる。家主との連絡は、市役所を通じて連絡してもらおうが、どうしても要請には応じてくれないところがあります。景観も悪いし、危険度も高いので、放置する以外にどのような対処方法がありますか。

⇒【回答】(都市計画課)

連絡手段がない所有者不明などの空家やその敷地からの悪影響により困っているとの相談を受け、都市計画課で現地及び当該空家の所有者等を調査のうえ、空家等の適正管理についての文書を送付しています。

ご質問のケースは、「家主との連絡は、市役所を通じて連絡してもらおう」とのことですので、都市計画課に相談があれば、引き続き、適正管理についての文書を送付させていただきます。

放置する以外の対処方法としては、補助要件をクリアする必要はありますが、空家の除却支援事業を所有者等に活用してもらおうことが考えられます。

また、民事的な事項としては、利害関係者で解決を願っていただく対処方法として、利害関係者での話し合いや、法的な専門家に相談するなどが考えられます。

すでに倒壊していて、付近の住民が「危ないから何とかしてほしい」といっても、「都市計画課でも調査してわかっているがどうしようもない」ということでした。とりあえず、トラロープで囲っただけで、コーンも置いてくれといったが場所がないからダメだと言われた。町内会長が、所有者と話をしたが、所有者も動かない。都市計画課へお願いしても、いつまでもこの状態が続いている。

⇒【回答】（都市計画課）

相談を受け、都市計画課で現地及び当該空家の所有者等を調査のうえ、空家等の適正管理についての文書を送付しています。

ご質問のケースは、所有者が判明していること、また、空家等を含め敷地、通路も民地であると考えられ、所有者等が解決を図っていただくことと考えます。

市も対策として空き家バンク登録を推進しているが、それよりも各町内会で実態調査をしてはどうか。町内会の方が、空き家の所有者や居所など、たくさん情報を持っている。町内会（隣保）に調査をお願いして、それを市にあげて、市はその情報を地図などで管理することが、最初にやらないといけないことだと思う。

⇒【回答】（魅力創生課）

本市には、「洲本市魅力ある空き家掘り起こし事業報奨金交付要綱」があります。同制度を有効的に活用できるよう、周知してまいります。

## 【中心市街地活性化】

### 中心市街地の活性化（まちづくり）

⇒【市の見解、考え方】（都市計画課）

まちづくりとして、人口減少下においても持続可能で生活しやすいまちとしていくために、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりとして、持続可能な都市構造を確保するため、緩やかな居住や都市機能の誘導を推進します。

### 公設市場跡地利用について

⇒【市の見解、考え方】（商工観光課）

公設市場の跡地の恒久的な利用については、決定しておりませんが、市街地の活性化に繋がり市民利用を目的とした施設若しくはイベント等の開催を現在検討しているところです。

なお、暫定利用においては、市街地の飲食店などの店舗と競合しない利用を行うのが、好ましいと考えております。

## 【その他】

J Aの御食菜采館の前が週末になると、長い時間ではないが、必ず混雑、渋滞して困っている。市役所の駐車場も利用するように促して欲しい。

⇒【回答】（総務課）

渋滞の発生については、原因者での対応が必要と考えます。こうしたことから、御食菜采館の運営主体であるJ A日の出農業協同組合に対して、同館駐車場混雑時に係る市道渋滞解消のため、ガードマン等の設置による交通安全対策の実施と近隣有料駐車場への案内誘導について、配慮を求め申し入れを行うことといたします。

ふるさと納税問題を中途半端にしないで、市民へ最後まできちんと報告をお願いします。

⇒【回答】（魅力創生課）

これまで調査を進める中で、判明してきた事柄もあります。まだ確認に時間を要することもあります。公表できるものは、速やかかつ丁寧にお知らせしてまいりたいと考えております。

市長が選挙に立候補したときに、洲本の中心市街地に道の駅と外湯をつくれますというのが公約だった。それはどうなっているのか。

⇒【回答】（企画課）

選挙運動用ビラでは、「にぎわいへ」という分野において、『●洲本の中心に「道の駅」を整備し、「食と温泉をテーマにした観光の拠点を新たに作ります」としています。

この取り組みは公約のひとつであり、洲本の中心に、「新たなにぎわい」を作ることが目的ですが、現在は計画づくりから始める段階です。

今後、予算の確保や立地場所の選定等、検討すべきことは多々ありますが、まずはできることから始めたいと考えております。

町内に居住する若者が減少し、子ども会も2年後には存続ができなくなる。今まで、町内会活動で中心となっていた方が高齢を理由に脱退するなど、今後、少子高齢化が進み、役員をしていただける方が減少し、町内における行事や清掃などの活動が困難になってくる。

⇒【回答】（広報情報課）

各町内会の皆様には平素より市の行政推進にご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

町内会の皆様にはこれまで脈々と受け継がれてきた伝統的行事の開催、社会奉仕などの活動に積極的に取り組み、同時に次の世代へ伝えられてきました。

今後も同様の活動を継続していただきたいと希望するところですが、少子高齢化に伴って、貴町内会と同様の悩みを抱えている町内会もあるかと思われます。加えて、コロナ禍によって活動を停止されていた取り組みもあることと存じます。

このような中におきまして、コロナ禍前に行っていた活動や取り組みの内容について、これからもできるもの、できる時間、過度の負担がないかなどを見つめ直しいただき、少し形をかえるなどして地域の良き伝統や風習を守り伝える活動、社会奉仕などの取組を継続していただくことで、コミュニティを皆で支えていただければと考えます。

洲本市内町地区は、南海トラフで発生する巨大地震により、老朽化した建物の倒壊、火災、津波、高潮の影響を受ける可能性が高い地域です。地震発生時の課題としては、以下のようなものが防災ガイドブックに書かれています。

- ・地震による建物被害や火災の発生
- ・津波による浸水被害や人命の危険
- ・情報収集や連絡手段の確保
- ・救援物資や医療体制の確保

これらの課題に対処するためには、事前に防災ガイドブックや電子ハザードマップを頂いておりますが、実際の行動として、危険箇所や避難経路、避難所を確認、市や県が策定した応急対応行動シナリオや防災アクションプログラムに沿って、行動してみてもはどうでしょうか。

⇒【回答】（消防防災課）

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると言われております。

その対応策も含め、新たに防災ガイドブックを作成し、昨年5月に全戸配布したところです。

防災ガイドブックの配布については、住民の方々に防災意識を持っていただくことを目的としていますので、実際の行動についても地域の課題として取り組んでいただけることが、大切であると考えています。

その際のきっかけづくりに、市としても協力いたしますので、担当部署である消防防災課まで、お気軽にご相談いただければと思います。

百歳体操は、現在、社協で実施しています。社協の工事期間は、施設が利用できなかったため、代替場所として、内町の消防拠点施設の2階を借りていました。

現在の拠点施設はファミリーマートの事業計画後を受け、地下は防水槽、1階は消防施設、2階は集会所の計画で始めたはずが、出来上がった現状のようになっていました。2階は消防団の研修室となり、集会所は脇に追いやられたままです。

現在は、年数回開く、町内会会議等は、使用可能となっています。できることなら、施設管理者の指示等、ルールを守って使用するので町内会に使用許可を出してほしい。馬場町では、消防拠点施設を災害時の避難所として許可を受けています。

⇒【回答】（消防防災課）

「消防団内町分団地域拠点施設」の通年使用に関するご質問であると認識しております。

当施設の通年使用につきましては、防災関連施設ということもあり施設の性格上できない旨、昨年度も会長さんへお伝えしているところです。

その際、「百歳体操」については、福祉関連の取り組みということで、福祉関係部署への相談、並びに福祉関係施設を利用することでお互いの考え方が一致したと理解しております。

よって、今後につきましても、通年の使用許可につきましては、できない旨、ご回答させていただきます。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

30年程前に、現在のマルナカスーパー横のファミリーマートの場所に、集会所を立てる計画があったが、当時の2人の町内会長等の反対でなくなった。

できれば、近くの人が集まりやすい場所に集会所があれば、そこで百歳体操を行いたい。

例えば、私が以前住んでいた高槻市（当時、市の赤字全国ワーストテンに入っていた）では、町内会員から一戸10万円を借り入れて、10年で返済するという条件で町内会員から借金をして集会所を作った。おかげで、町内会議や町内会員が講師で会員無料の書道教室等を行っていた。

⇒【回答】（広報情報課）

各町内会の皆様には平素より市の行政推進にご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

ご質問の趣旨は、町内会で新たな集会所をつくる場合の支援のことかと



思います。

このことにつきましては、まずは（一財）自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業としてのコミュニティ助成事業があります。この中の一つ、「コミュニティセンター助成事業」では、集会所の建設や大規模修繕などに対して、事業費の5分の3以内に相当する額で上限が1,500万円の助成があります。ただし、土地の取得や造成、駐車場整備を含む外構工事には使用できないといった条件があります。

また、集会所の完成後に登記が必須となるため、町内会が認可地縁団体となる必要があります。

もう一つは、洲本市未来投資推進事業（旧つながり基金助成事業）です。

その中の、「町内会活動に対する未来投資事業」では、集会所の新築のほか、トイレ洋式化、内外装や防水シート修繕、空調取替等の改修に対しまして、事業費の2分の1以内、限度額300万円の補助があります。ただし、この洲本市未来投資推進事業におきましても、駐車場や土地の取得費は対象外となることや、事業費の下限額が50万円といった条件があります。

いずれにいたしましても、町内会の総意として新たに集会所の建築をお考えであれば、条件等が合致するかなどの詳細につきまして、事前にご相談いただければと思います。

独居老人で、自分でごみを出せない方がいる。昼間にごみを出すとカラスや小動物に荒らされるので、デイサービスの職員さんが勤務時間外に出しに来てくれたりしている。デイサービスセンターの職員さんからは、できればデイサービスから帰ってきたついでに出せたらという声を聞いている。街中なので蓋付きのごみ箱の設置は難しいと思いますが、何か対策はありますか。

⇒【回答】（生活環境課）

ごみ集積箱を設置していただいたらカラスや小動物に荒らされることもなくなるかと思しますので、ごみ集積箱の設置をご検討ください。

ごみ集積箱の設置申請は、町内会長からの申請が必要となり、町内会において管理していただくこととなります。

また、スペース的にごみ集積箱の設置が難しい場合は、防鳥用ネットを貸与することができます。防鳥用ネットは、数世帯分のごみ袋を覆う大きさのもので、近隣の方と共同でご利用ください。また、防鳥用ネットの管理は利用される方となります。

野良猫について、数が増え、個人の住宅に入って糞尿をし、汚していることがあります。島内だけでなく、島外からもやってきて、野良猫にエサを与え、町内会の住民が止めるように注意しても、「かわいそうやないか」と言って、続けていて、エサが残ってもそのままです。

かわいそうだと思うなら、保護をして、家で飼っていただけるのが、野良猫にとってベストだと思われます。また、エサを与えることは、不法投棄だということを、行政できちんと条例を作って、条例を守らない場合には、然るべき措置がとれるようにしていただきたいです。

また、無責任にエサを与え、行き先のない野良猫が、これ以上増えることの無いようにしてあげて欲しいです。

⇒【回答】（生活環境課）

市内では所有者の居ない猫（以下「野良猫」という。）が、漁港や市街地、公園、空き家などに住んでいて、勝手にえさをやる人がいて困っているという声を聴きます。

しかし、野良猫を捕獲、駆除をすることは法律上認められておらず、また餌やりそのものを中止させることも動物愛護の観点から対応が難しくなっています。

本件は、主にサントピアマリーナ東側であることから、本市が管理する公共施設（古茂江港臨港区域内）であれば、施設管理者として餌や餌箱、糞の放置をしないよう注意が可能です。

当該施設内には啓発看板を多数設置しておりますが、兵庫県動物愛護センターや洲本警察署、所管課と協力をしながら現地の巡回等を行い、原因者の発見時には、野良猫の糞尿による近隣住民への被害状況を伝えるなどして、啓発に努めたいと考えます。

少し大きな昔の石つくりの溝です。去年は市の手で掃除をしてくれましたが、今年は、一方的に掃除は出来ないと決まると宣言されました。理由は人件費削減と言われましたが、事前通知もなく突然、切り替えしてはどうですかといわれました。

ここ数年、噴霧消毒の中止、今回の清掃作業の中止等サービスの停止で、衛生管理の低下を招き、どれ程の効果が有るのですか。

町内会では、若者は昼間町内におらず、高齢化が進み、維持管理が難しいのは承知のことと思います。

町内会へのサービス削減は、町内会もサービスの削減をしろと言う事ですか。



⇒【回答】（生活環境課）

以前行っておりました煙霧作業については、煙霧機械が古くなり、故障が頻発するようになったことから、機械の更新を検討しましたが、既に煙霧機製造はされておらず、修理も不可能となったことと、広範囲に飛散する薬剤散布に対する市民からの苦情などもあり、令和2年度をもって終了とさせて頂いたところです。

また、一部の地域（内町、外町、物部地区）に限定し、水路清掃を行っていましたが、経費削減と人員不足等の理由により、令和4年度をもって終了させて頂きました。なお、その他の地域では、家庭や事業所からの排水や農業用水路として水路を利用する方々で、全島一斉清掃等の機会をとらえ、清掃を行っていただいております。

そんな中、市民の環境衛生の向上、及び公共用水域の水質保全に資するため、内町地区を含め一部の地域ではありますが、下水道整備を行っており、下水道へ接続いただくことで、水路における悪臭や害虫の発生が大幅に抑制されると考えます。

高齢化が進行する中、市内全ての水路を市が清掃することが経済的にも困難であるため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

みつあい館などで資源ごみの回収をしているが、特典をもう少し増やしてもよいと思う。

⇒【回答】（生活環境課）

本市では、資源物のリサイクルを推進するため、令和3年4月からリサイクルポイント制度を実施しています。

この制度は、資源物回収拠点施設へ市が指定する資源物（新聞紙・雑誌・段ボール・ペットボトル・古着類・紙パック・アルミ缶・スチール缶）を直接持ち込んだ際に、重量10kgあたりリサイクルポイント1ポイントを付与する制度で、30ポイント貯まれば300円のクオカードと交換しています。

資源化するのにも、運搬費・人件費などの経費が必要であるため、対象品目・交換金額等の拡大については、今後の動向をみながら慎重に検討を行っていきたいと考えます。

ごみ問題について、エコステーションの管理運営は町内会になっているのか？

「町内会長は徹夜して不法投棄を防止しろ」とか「蛍光灯は北海道に処理場がある。そこまで持って行け」と、言わんばかりの命令口調で言われる。

町内会は、義務能力を持たない地縁団体である。無理を言わないようにしてほしい。きちんとした防犯カメラをつけてほしい。

⇒【回答】（生活環境課）

洲本市資源物の分別収集に伴う助成金等交付要綱では、エコステーションの設置は、「1町内会に1か所設置する」こととなっており、設置及び管理運営いただいている町内会に対し、設置用地の借上げや施設建築等に対しては助成金を、また運営管理に対しては分別収集協力金を交付させていただいております。

エコステーションに資源物ではないものが出されると、収集することができません。その場合には、間違っても出される場合もあるので、気づいていただくためにもそのままにしておいてください。それでも放置される場合には、お手数ですが町内会での処分をお願いしております。

また、市では常習的な不法投棄の対策に努める町内会を支援するため、一定期間（3カ月以内）ではありますが、不法投棄監視カメラの貸出を行っておりますので、希望される場合には生活環境課へご相談下さい。ただし、監視カメラの設置・運用については、町内会で行っていくこととなりますのでご了承下さい。

市道小路谷千草線について、洲本灘賀集線からの入り口から公民館の狭小区間の拡幅を要望します。

⇒【回答】（建設課）

小路谷千草線は改良計画路線で、小路谷側で約640mの未改良区間がありますが、現在のところ事業実施路線ではありません。

現在、事業中の宇原千草線、宇原猪鼻線、山神線などの完成の目途が立てば事業着手に向けて調整する予定となっております。

当面の対応としては、幅員を確保するための側溝蓋掛け工事を令和2年度、令和3年度に実施しています。また、令和4年度には、路面標示による車両誘導の対策を実施しています。

小路谷千草線の未整備区間がいつ頃完成するのか、その返事がほしい。ある業者に聞いたところ20年ぐらいはできないと言われた。

⇒【回答】（建設課）

現在、事業中の宇原千草線、宇原猪鼻線、山神線などの完成の目途が立てば事業着手に向けて調整する予定となっております。

これらの路線について、現状では用地取得の見込みや事業費の確保な

ど、先行きが不透明な部分が大きいため、小路谷千草線の事業着手時期についてお知らせできる状況にはありません。

小路谷千草線についても重要路線の一つであることは認識しておりますので、小路谷千草線をできるだけ早い時期に事業化できるよう、まずは、現在事業中の路線について鋭意進捗を図ってまいります。

大浜の駐車場は、無料であるが、料金を徴収し、国立公園の保守に利用したら良いのではないか。

⇒【回答】（商工観光課）

本来の目的である観光目的利用でない利用も散見されるため、現在、料金を徴収する案も含めて、駐車場の運営方法について、検討を進めているところです。

大雨が降ると床下が浸水する場所がある。下水処理場の排水能力がないとのことである。市はオーバーホールしたと言っているが不安である。

⇒【回答】（下水道課）

内町地区については、洲本市の公共下水道事業の雨水排水区域内であり、大雨時においては洲浜ポンプ場で強制排水を行っています。洲浜ポンプ場は、平成9年度から稼働しており、排水能力は1時間当たり60.5mmの降雨に対応しています。

近年は、ゲリラ豪雨などで短時間に排水能力を超える雨が降り、一時的に浸水する箇所が見られますが、その間もポンプ場は稼働しており、雨が弱まれば解消されています。

市では、大雨時にポンプ場が確実に稼働するよう、適切に維持管理を行っており、普段の点検や修繕に加え、令和2年度にはポンプ設備の更新工事を実施しました。

また、今年度においてもポンプの運転に必要な電気設備や監視制御設備の更新工事を行っているところであり、今後につきましても、適切な維持管理に努めてまいります。

内通りを延長して県道まで通り抜けられるようにしてほしい。内町消防拠点施設をつくるときの事業計画であった。内町の消防拠点施設の北側に空き地がある。これが当時の計画の証拠である。空き地を利用した道づくりの話が、具体的に立ち退き者の代替地まで決まり、進んでいたのに急に話が無くなった。道ができておれば、市街地の過疎化も少しは防ぐことができていたかと思う。

現時点では、この空き地を利用した道づくりの構想は、都市計画の中で継続されているのか、完全に無くなってしまったのか。

⇒【回答】（都市計画課）

都市計画道路 中央線について

都市計画道路は、都市計画法に基づき、将来的に本市の都市の骨格を形成するために、道路網をあらかじめ、都市計画決定されたものです。

今回、おっしゃる部分については、都市計画道路 中央線として位置づけをされており、無くなってはございません。

都市計画道路の都市計画決定がされた区域内は、都市計画法に基づき建築に係る一定の基準が定められておりますので、ご理解願います。

なお、道路整備推進には、用地の提供や家屋の移転などをはじめとした土地、建物所有者や地域のみなさまの、ご協力、ご理解が必要となります。その際には、どうぞよろしくお願いたします。